

令和8年度宮城県外国人県民向けコンテンツ制作・配信業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度宮城県外国人県民向けコンテンツ制作・配信業務

2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の目的

本県では、深刻な人材不足に直面する県内企業を支援するため、外国人材の受入施策を展開している。こうした中、外国人県民の増加及び多国籍化が進んでいる状況を踏まえ、外国人県民が安心して生活できる環境の整備が必要となっている。また、政府の方針である「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、法を順守し、日本人と外国人の双方が安全・安心に生活する社会の実現を目指すことが示されており、秩序ある共生社会の実現に向けた意識醸成も重要となっている。一方、県内に居住する外国人からは地域との交流機会の不足、居住する地域情報の入手のしづらさ等が挙げられており、外国人材の確保に当たり課題となっている。

本業務は、外国人県民が日常的にみやぎ県民公式アプリを利用できる基盤を整備し、平時から必要な情報を確実に受け取ることができる環境をつくることで、有事の際の避難支援につなげて安全を確保するとともに、地域社会の秩序を保ちながら外国人県民と地域住民が共に生活する「秩序ある共生」の実現を目的とする。

5 委託事業の内容

下記（1）の情報発信媒体を活用し、県内に居住する外国人等へ各種情報を配信する。配信に際しては、情報収集及び取材を実施の上、各種コンテンツの作成を行うとともに、県内企業や行政、各種団体等からの掲載依頼に応じて各種情報等を配信すること。配信に当たっては、記事の作成及び投稿ができる権限を発注者が付与し、管理するものとする。また、投稿する記事は多言語（英語、韓国語、中国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語）表示が可能となっているが、自動で翻訳されるため、本業務において受託者による翻訳作業の必要はないものとする。

（1）情報発信媒体

宮城県民公式アプリ上に新設するミニアプリ「（仮称）外国人向け情報発信アプリ」

なお、当該アプリの仕様は、みやぎ県民公式アプリにおけるミニアプリ「県からのお知らせ」と同様の仕様を想定している。

（2）ターゲット

外国人県民、日本人県民

（3）コンテンツの種類

以下の項目について、コンテンツを作成及び配信すること。

ア 地域情報

ボランティア募集、イベント、熊情報、新規オープンしたお店の情報等を配信する。

その他、企業、行政、各種団体等からの情報を配信する。なお、県が依頼した情報については優先的に配信をすること。

イ 外国人へのインタビュー記事

外国人コミュニティリーダー、外国人コミュニティの活動紹介、地域で活躍する外国人の紹介等の記事を配信する。また、外国人コミュニティリーダーを通じてコミュニティ構成員へみやぎ県民公式アプリ利用を促す仕組みを構築し、当該アプリの導入を効果的に推進する。

ウ 日本語学習記事

やさしい日本語の記事等、学びの一助となるものを配信する。

エ 外国人向けお役立ち情報

行政手続関係、子育て、教育、仕事等の各種情報のリンク集を掲載する。

オ 各種情報（随時）

カ 独自提案

本事業の目的達成に資すると考えられるコンテンツを提案すること。

(4) 掲載頻度

ア 地域情報：平日3本程度

イ 外国人へのインタビュー記事：1か月に1本から2本

ウ 日本語学習記事：2週間に1本

エ 外国人向けお役立ち情報：随時

オ 独自提案：協議の上決定する。

(5) コンテンツの作成及び取材

コンテンツの作成に当たっては、原則として受託者が自ら撮影および現地取材を行うこと。第三者の著作権や肖像権等を侵害しないよう十分配慮し、権利処理は受託者の責任と費用において行うこと。

(6) その他

日本人県民に対して多文化共生への意識醸成及び理解促進を図るための効果的な取組について提案をすること。

6 業務報告及び成果品

(1) 業務実施状況報告書及び実施計画書

毎月1回程度、次月の配信予定内容等の打合せを行うとともに、配信した内容について実績報告を行う。

(2) 業務完了報告書

令和9年3月31日（水）までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出する。

ア 提出形式：電子媒体1部及び紙媒体1部

イ 提出先：宮城県経済商工観光部国際政策課国際政策班

7 委託業務の履行場所

宮城県内

8 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(4) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。